

竹原市公告 12号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、次のとおり公告する。

平成29年2月21日

竹原市長 吉田 基

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン竹原

竹原市中央五丁目2番1号

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

| NO | 位置 | 収容台数 |
|----|------------------------------|------|
| 1 | 店舗東側第一駐車場（別添「変更前配置図」に記載のとおり） | 47台 |
| 2 | 店舗南側第二駐車場（別添「変更前配置図」に記載のとおり） | 33台 |
| 3 | 店舗南側第三駐車場（別添「変更前配置図」に記載のとおり） | 44台 |
| 4 | 店舗北側第四駐車場（別添「変更前配置図」に記載のとおり） | 46台 |
| 5 | 店舗北側第五駐車場（別添「変更前配置図」に記載のとおり） | 50台 |
| | 合計 | 220台 |

(変更後)

| NO | 位置 | 収容台数 |
|----|------------------------------|------|
| 1 | 店舗東側第一駐車場（別添「変更後配置図」に記載のとおり） | 47台 |
| 2 | 店舗南側第二駐車場（別添「変更後配置図」に記載のとおり） | 33台 |
| 3 | 店舗南側第三駐車場（別添「変更後配置図」に記載のとおり） | 44台 |
| 4 | 店舗北側第四駐車場（別添「変更後配置図」に記載のとおり） | 46台 |
| | 合計 | 170台 |

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

| NO | 出入口の数 | 位置 |
|----|-------|---------------------------|
| 1 | 2箇所 | 駐車場北側（別添「変更前配置図」に記載のとおり） |
| | | 駐車場南側（別添「変更前配置図」に記載のとおり） |
| 2 | 2箇所 | 駐車場北東側（別添「変更前配置図」に記載のとおり） |
| | | 駐車場北西側（別添「変更前配置図」に記載のとおり） |
| 3 | 2箇所 | 駐車場北東側（別添「変更前配置図」に記載のとおり） |
| | | 駐車場北西側（別添「変更前配置図」に記載のとおり） |
| 4 | 2箇所 | 駐車場南東側（別添「変更前配置図」に記載のとおり） |
| | | 駐車場南西側（別添「変更前配置図」に記載のとおり） |
| 5 | 2箇所 | 駐車場南東側（別添「変更前配置図」に記載のとおり） |
| | | 駐車場南西側（別添「変更前配置図」に記載のとおり） |
| 合計 | 10箇所 | |

(変更後)

| NO | 出入口の数 | 位置 |
|----|-------|---------------------------|
| 1 | 2箇所 | 駐車場北側（別添「変更後配置図」に記載のとおり） |
| | | 駐車場南側（別添「変更後配置図」に記載のとおり） |
| 2 | 2箇所 | 駐車場北東側（別添「変更後配置図」に記載のとおり） |
| | | 駐車場北西側（別添「変更後配置図」に記載のとおり） |
| 3 | 2箇所 | 駐車場北東側（別添「変更後配置図」に記載のとおり） |
| | | 駐車場北西側（別添「変更後配置図」に記載のとおり） |
| 4 | 2箇所 | 駐車場南東側（別添「変更後配置図」に記載のとおり） |
| | | 駐車場南西側（別添「変更後配置図」に記載のとおり） |
| 合計 | 8箇所 | 合計 |

3 変更する日

平成29年10月2日

4 変更する理由

実際の利用実態に即した適正な駐車台数とし、店舗運営の改善を図るため

5 届出年月日

平成29年2月1日

6 届出縦覧場所

竹原市企画振興部産業振興課（竹原市中央五丁目1番35号）

7 届出等の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

期間 本日から4月間

時間帯 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

8 意見書の提出

法第8条第2項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

本日から4月以内

(2) 提出先

竹原市企画振興部産業振興課